

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1－1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記3－1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3－2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3－3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記3－4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記3－5)、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記3－6)、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(後記3－7)、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(後記3－8)、<u>経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(後記3－9)</u>及び<u>日本国とイスラム連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定(後記3－10)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>	<p>1－1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(後記3－1)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記3－2)、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記3－3)、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記3－4)、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定(後記3－5)、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(後記3－6)、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(後記3－7)、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(後記3－8)及び<u>経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(後記3－9)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第106号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3-10 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定 <u>(平成21年条約第5号)</u></p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくスイスの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定並びに同協定附属書2第25条の規定において定める同協定に基づく原産地証明書の確認手続については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) 同協定附属書2第16条の規定に従って発給された原産地証明書の提出をする場合にあって、同協定附属書1付録1日本国の中表別添2に基づき、当該原産地証明書の第8欄の品名の下に「I, the undersigned, declare that the products described above are classified as (Qb- (1から13の番号))」との申告文がある場合には、同協定附属書1付録1第2節日本国の中表第0406.90号に掲げる品目のうち別添1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに分類されるものとして取り扱うこととし、また、当該原産地証明書の第8欄の品名の下に「I, the undersigned, declare that the products described above are classified as Qf」との申告文がある場合には、同協定附属書1付録1第2節日本国の中表第2106.90号に掲げる品目のうち、チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の3%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の50%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の20%以上のもののうち、小売用の容器入りにしたもの（容器とともに1個の重量が0.9キログラム以下のものに限る。）に分類されるものとして取り扱うこととする。</p> <p>(3) 同協定附属書2第19条の規定に従って作成された原産地申告の提出を要する場合にあって、同協定附属書1付録1日本国の中表別添2に基づき、当該原産地申告の申告文に続けて「The exporter also declares that these products are classified as (Qb- (1から13までの番号))」との申告文があるときは、同協定附属書1付録1第2節日本国の中表第0406.90号に掲げる品目のうち、別添1のナチュラルチーズの表に掲げるナチュラルチーズに分類されるものとして取り扱うこととし、また、当該原産地申告の申告文に続けて「The exporter also declares that these products are classified as Qf」との申告文がある場合には、同協定附属書1付録1第2節日本国の中表第2106.90号</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第106号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に掲げる品目のうち、チーズ、ワイン及び他の成分（例えば、蒸留酒、塩、でん粉、香辛料。ただし、でん粉については、その含有量が全重量の3%以下のものに限る。）から成り、チーズの含有量が全重量の50%以上であり、かつ、アルコール飲料の含有量が全重量の20%以上のもののうち小売用の容器入りにしたもの（容器ともの1個の重量が0.9キログラム以下のものに限る。）に分類されるものとして取り扱うこととする。</p>	